

## 平成 20 年度大気汚染防止推進月間キャンペーンに係る情報宣伝事業の企画公募について

独立行政法人環境再生保全機構では、平成 20 年度大気汚染防止推進月間キャンペーンに係る情報宣伝事業を実施いたします。

つきましては、今回、業務を請負う業者の選定のため企画書を公募します。請負を希望する業者は、以下の募集要領に基づき、平成 20 年 10 月 31 日（金）までに企画書等を提出してください。

平成 20 年 10 月 16 日  
独立行政法人 環境再生保全機構  
予防事業部 環境改善課

### 平成 20 年度 大気汚染防止推進月間キャンペーンに係る情報宣伝事業の企画募集要領

#### 1. 目的

近年、大都市地域では自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物や浮遊粒子状物質による大気汚染の状況に改善傾向がみられているものの、依然として環境基準が達成されていない地域が存在しているのが現状です。また、自動車は地球温暖化を加速させる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出源でもあり、地球温暖化防止の観点からも排出ガスの低減が求められています。一方、冬季は自動車交通量の増加、ビルや家庭の暖房、さらに冬季特有の「逆転層」といわれる気象現象の影響等により、大気汚染物質濃度が高くなります。

このため、環境省及び独立行政法人環境再生保全機構では、一年のうちで都市における大気汚染が悪化する毎年 12 月を大気汚染防止推進月間として、各種普及啓発活動を実施しています。その一環として、広く国民に対し、新聞記事・広告の掲載等を活用した情報宣伝活動を行うことにより、大気汚染防止のための必要な情報を提供するとともに大気環境の保全に配慮した生活様式に対する理解を促すことを目的とし、今年度も本キャンペーンに係る情報宣伝事業を実施することといたしました。

本事業を効果的かつ効率的に行える業者は、本事業の趣旨を十分に理解していることが必要不可欠となります。このため本公募では、提出された企画書をもとに各要件を評価することにより、本事業を請負う業者を選定します。

#### 2. 企画書及び見積書上の記載事項

基本仕様書（3.（1）資料配付場所にて配布）を参考にして、以下の各事項について企画書及び見積書を作成して下さい。なお、本件発注に係る予算は1,680万円（消費税含む。）を予定していますので、これを目安に見積書を作成して下さい。

- (1) スケジュール
- (2) 運営体制、組織体制
- (3) 大気汚染防止推進月間キャンペーン企画展開内容
- (4) 新聞掲載のデザインイメージ
- (5) その他、運営等に必要と思われる事項

### 3. 問い合わせ先、企画説明会開催日時

#### (1) 問い合わせ先

独立行政法人 環境再生保全機構

予防事業部 環境改善課 担当：堀越、小林

(所在地) 〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8F

(電 話) 044-520-9567

(F A X) 044-520-2134

#### (2) 説明会開催日時

平成20年10月23日(木) 14:00～ 環境再生保全機構第3会議室A

### 4. 提出資料、提出期限、提出場所

#### (1) 提出資料

以下の資料を各2部提出して下さい。資料は、(3)提出場所へ持参するか郵送して下さい。郵送の場合も、提出期限内に提出場所へ必着とします。

①企画書及び見積書(項目毎に経費明細書を添付して下さい。見積額には消費税を含みます。)

②過去の主な広告活動実績(本キャンペーンに類似する広報活動)

③会社概要(御社へ本業務を請負する場合の利点などあれば明記して下さい。)

#### (2) 提出期限

平成20年10月31日(金)までの次の時間帯とします。(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前10:00から12:00まで

午後 1:00から 5:00まで

#### (3) 提出場所

独立行政法人 環境再生保全機構

予防事業部環境改善課 担当：堀越、小林

(所在地) 〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8F

(電 話) 044-520-9567

(F A X) 044-520-2134

### 5. 審査

審査に当たっては、提出された企画書のうち一次審査を通過した数社に、20分程度のプレゼンテーションを実施して頂きます。なお、審査会の日時・場所は後日連絡いたします。

なお、プレゼンテーションしていただく際には、一次審査前に提出していただいたものと同内容の資料(変更、修正、追加等は認めない)を新たに5部、プレゼンテーションの前日までに4(3)の提出場所へ持参または郵送していただきます。

### 6. その他

採用、不採用については個別に連絡します。

## 大気汚染防止推進月間キャンペーンに係る情報宣伝事業の業者選定について

公募により提出された企画書を基に、以下の方式により、業者選定を行う。

### 1. 選定委員会

提出された企画書を公正に審査し、業者を選定するため、別添1のとおり「大気汚染防止推進月間キャンペーンに係る情報宣伝事業業者選定委員会」（以下、選定委員会という。）を組織し、当該業務に最も適した業者を選定する。

### 2. 選定の基準及び方法

#### (1) 選定基準

別添2のとおり

#### (2) 選定方法

提出された企画書を「提出企画書一覧」（別紙様式1）にまとめ、以下の方式で当該業務に適した業者を選定する。

①「大気汚染防止推進月間キャンペーンに係る情報宣伝事業」企画書募集要領に沿って応募のあった企画書について、環境改善課において別添2の選定基準に基づき審査を行なう（一次審査）。一次審査を通過する企画は3企画程度を想定している。

②一次審査を通過した企画については、選定委員会のメンバーに対して、各業者が企画書に基づきプレゼンテーションを実施し、その内容について別添2の選定基準に基づき審査する。

②別紙様式2の審査項目について、特に優れていると思われる場合は5点、普通であると思われる場合は3点、特に劣っていると思われる場合は1点を付けるものとし、1点から5点までの5段階で点数を付けるものとし、各審査項目の合計点を企画書毎に計算する。

③別紙様式1の審査結果の欄に、選定委員会メンバーの審査結果の点数を平均して記入する。

④各企画書の審査が終了した後、選定委員会で、企画書の審査結果、会社規模、過去の実績、見積価格等を加味し、請負業者の最終決定を行う。

## 大気汚染防止推進月間キャンペーンに係る情報宣伝事業業者選定委員会設置要綱

### 1. 目的

大気汚染防止推進月間キャンペーンに係る情報宣伝事業の請負業者を適切に選定するため、大気汚染防止推進月間キャンペーンに係る情報宣伝事業業者選定委員会（以下、選定委員会という。）を設置する。

### 2. 所掌事務

選定委員会は、大気汚染防止推進月間キャンペーンに係る情報宣伝事業の企画書募集要領に基づき応募があった企画書、見積書その他の提出資料を評価して、請負業者を決定するものとする。

### 3. 選定委員会メンバー

選定委員会は、以下のメンバーで構成される。

委員長	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部長
副委員長	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課長
委員	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境保健課長
	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部管理課長
	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部管理課長代理
	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課主任専門役
	独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課員
	独立行政法人環境再生保全機構経理部経理課長

※ 上記以外の者についても必要に応じて委員長により指名することができるものとする。

※ プレゼンテーション開催時に委員長不在の時は、プレゼンテーションの運営を副委員長が行い、その結果を委員長に報告する。

### 4. 運営方法

応募があった企画書について、環境改善課により別添2「平成20年度大気汚染防止推進月間キャンペーンに係る情報宣伝事業業者選定基準」に基づき一次審査を行う。一次審査において高得点を獲得した企画書上位3点程度について、選定委員会が、対象となる企画に関する提案業者からのプレゼンテーションを受け、別添2の基準に基づいて評価する。その評価結果に加えて、一次審査の結果、過去の製作実績、見積価格等を踏まえて、最も優れた企画書を選定し、委員長の決定をもって最終決定とする。

### 5. 庶務

選定委員会の事務手続き等については、独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課において処理する。

### 6. 委任

この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

大気汚染防止推進月間キャンペーンに係る情報宣伝事業者選定基準

以下7項目について、5段階評価にて評価する。

I. 新聞広告について

1. キャンペーンの趣旨が伝わる構成となっているか。
2. 興味喚起を図る工夫のされた構成となっているか。
3. 性別問わず、幅広い年齢層に対応できるデザインか。

II. 企画内容について

4. キャンペーンの周知が広く行われる企画となっているか。
5. 本事業の組織体制は充実しているか。
6. 見積項目及び金額について、適切に設定されているか。
7. その他、特に評価すべきことがあるか。

## 提出企画書一覧

番号	提出日	企画書提出者名	連絡先	見積金額	審査結果
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

## 企 画 書 の 審 査 表

(企画書番号： ) (企画書を提案した業者名： )

番号	審査項目	点数 (1～5点)
I. 新聞広告について		
1	キャンペーンの趣旨が伝わる構成となっているか。 コメント.....	
2	興味喚起を図る工夫のされた構成となっているか。 コメント.....	
3	性別問わず、幅広い年齢層に対応できるデザインか。 コメント.....	
II. 企画内容について		
4	キャンペーンの周知が広く行われる企画となっているか。 コメント.....	
5	本事業の組織体制は充実しているか。 コメント.....	
6	見積項目及び金額について、適切に設定されているか。 コメント.....	
7	その他、特に評価すべきことがあるか。 コメント.....	

## 【総合コメント】

(注) 各審査項目ごとの配点の基準は次のとおり。

優れている..... 5点  
 やや優れている..... 4点  
 普通..... 3点  
 やや劣っている..... 2点  
 劣っている..... 1点

合計点 氏名

## 仕様書

### 1. 事業の名称

平成 20 年度大気汚染防止推進月間キャンペーンに係る情報宣伝事業

### 2. 事業の趣旨及び目的

近年、大都市地域では自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物や浮遊粒子状物質による大気汚染の改善が進んできているところではあるが、依然として一部の地域では環境基準が達成されていない。また、自動車は地球温暖化を加速させる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出源でもあり、地球温暖化防止の観点からも排出ガスの低減が求められている。一方、冬季は自動車交通量の増加、ビルや家庭の暖房、さらに冬季特有の「逆転層」といわれる気象現象の影響等により、大気汚染物質濃度が高くなる。

このため、環境省及び独立行政法人環境再生保全機構では、一年のうちで都市における大気汚染が悪化する毎年 12 月を大気汚染防止推進月間として、各種普及啓発活動を実施している。その一環として、広く国民に対し、新聞記事・広告の掲載等を活用した情報宣伝活動を行うことにより、大気汚染防止のための必要な情報を提供するとともに大気環境の保全に配慮した生活様式に対する理解を促すことを目的とし、本キャンペーンに係る情報宣伝事業を実施する。

### 3. 事業の概要

大気環境の保全に配慮した生活様式に対する理解を促す内容を新聞に掲載するとともに、それを核とした情報宣伝活動を行う。

なお、新聞掲載は必ず実施することとし、これに関する基本条件は下記の通り。

- ① 内容 広く 12 月が大気汚染防止推進月間であることの認識、及び大気環境保全に配慮した生活様式に対する理解を促すものとする。  
また、当機構の事業として別途実施している、『大気汚染防止推進月間ポスター事業』優秀作品（平成 20 年 11 月中旬公表予定。環境大臣賞 1 点、環境再生保全機構理事長賞：1 点、優秀賞：2 点、佳作：12 点の予定）を活用すること。ポスター事業の詳細については企画説明会にてお知らせする。
- ② 掲載紙 一般紙（全国紙の朝刊）  
普及効果を勘案し、朝刊発行部数が 750 万部（平成 19 年 7～12 月平均）以上であるものから掲載する一般紙を選択すること。
- ③ 掲載範囲 全国通し
- ④ 掲載時期 大気汚染防止推進月間初日である 12 月 1 日（月）を希望する。
- ⑤ 掲載サイズ 問わない
- ⑥ 色 カラー
- ⑦ 体裁 記事・イラスト体広告等



なお、本事業に関する著作権は、独立行政法人環境再生保全機構に帰属する。

#### 4. 企画提案に当たっての留意事項

- (1) 広報にあたり、月間名を強調するとともに、なるべく当月間を認知してもらえるように新聞紙面やその他情報宣伝媒体等を用いた工夫を施すこと。
- (2) 新聞紙面等に著名人をキャスティングする企画提案の場合は、本活動が公的活動であり、また、一般に訴える内容であることを考慮する。

#### 5. 実施期間

契約締結の日から平成 21 年 1 月 30 日（金）まで

#### 6. 報告書の提出期限、提出場所及び部数

- (1) 提出期限：平成 21 年 1 月 30 日
- (2) 提出部数：5 部（紙媒体及び CD-ROM）
- (3) 提出場所：独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 環境改善課

#### 7. その他

この実施要領に定めのない事項については、独立行政法人環境再生保全機構と請負業者との間で協議して定めるものとする。

なお、本調査に必要な物品等の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、可能な限り、環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を行うこととする。